

# 医療費通知書を配付します (平成29年6月～平成29年10月受診分)

毎年9月と2月の年2回、組合員の皆さんへ「医療費通知書」を配付しています。

医療費がどの位かかっているのかご確認いただき、当組合の医療費負担の現状を理解していただくこと、また、ご自身の健康管理に役立てていただくことを目的としています。

## 通知書の見方

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
受診者氏名	診療年 月	診療日数	診療区分・ 給付種別	医療費 総額	法定 給付額	公費 負担額	自己 負担額	家族療養費 附加金等	高額 療養費	支給額	
共済 太郎	29	6	10	医科入院	500000	417570		82430	57400		57400
共済 花子	29	7	3	柔道整復	10000	7000		3000			
共済 組子	29	9	4	医科入院外	50000	35000		15000	1111		1111
共済 組子	29	9	4	調剤	40000	28000		12000	889		889
共済 あい	29	10	6	歯科入院外	90500	63350		27150	2100		2100
	合計				690500	550920		139580	61500		61500

### ① 診療を受けた年月

### ② 1ヵ月に入院または通院した日数

### ③ 医科・歯科・調剤など／入院・入院外(外来)の区別

### ④ 診療区分ごとの医療費の総額

### ⑤ 共済組合が負担した金額

※限度額適用認定証使用者の高額療養費は、この欄の金額に含まれます。

【共済太郎さんの平成29年6月診療分】

### ⑥ 医療費助成制度該当者に対する国や県または市町村の負担額

### ⑦ 医療機関の窓口で負担した額(原則、医療費総額の3割)

※限度額適用認定証使用者等については、所得区分に応じた計算方法により計算されます。

※医療費助成制度該当者については、⑥ 公費負担額に自己負担額を含めて表示しています。

### ⑧ 組合員が支給対象となる一部負担金払戻金・被扶養者が支給対象となる家族療養費附加金

自己負担額から基礎控除額を控除した金額(百円未満は切捨て)で、控除後の金額が千円未満の場合は支給されません。

※基礎控除額は、一般所得者は25,000円、上位所得者は50,000円です。

なお、上位所得者とは標準報酬月額が53万円以上の方です。

※医科(歯科)とその対象となる調剤については合算して算定し、医療費総額により按分して記載しています。

【共済組子さんの平成29年9月診療分】

### ⑨ 自己負担額から自己負担限度額を控除した額

※自己負担限度額は、標準報酬月額や過去1年間の入院回数等により異なります。

### ⑩ 共済組合が送金した額の合計(⑧+⑨)

## ～医療費控除の申告手続きについて～

平成29年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告手続きにおいて、医療費等の領収書の添付に代わり、保険者(共済組合)が交付する「医療費通知書」を使用できるようになりましたが、今回送付する「医療費通知書」は税法上の医療費通知として取り扱うための必要項目を満たしていないため、**平成29年分の確定申告には使用できません**のであらかじめご了承願います。

なお、次回は平成30年分の確定申告に対応する「医療費通知書」を送付する予定ですが、実際に医療機関等の窓口で支払った金額と医療費通知書の金額が異なる場合(マル福・公費に該当している場合や医療費が訂正された場合等)がありますので、医療機関等で交付された**領収書は今までどおり大切に保管**くださるようお願いいたします。